

令和4年第16回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年10月25日（火） 午前10時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|--|-----------|
| 議案第61号 | 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について | ・・・ P. 1 |
| 議案第62号 | 福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について | ・・・ P. 3 |
| 議案第63号 | 福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について | ・・・ P. 4 |
| 議案第64号 | 福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について | ・・・ P. 16 |
| 議案第65号 | 福岡市長選挙における投票所の指定について | ・・・ P. 18 |
| 議案第66号 | 福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について | ・・・ P. 20 |
| 議案第67号 | 福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について | ・・・ P. 22 |
| 議案第68号 | 福岡市長選挙における開票の場所及び日時について | ・・・ P. 24 |
| 議案第69号 | 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について | ・・・ P. 25 |
| 議案第70号 | 福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について | ・・・ P. 27 |
| 議案第71号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P. 28 |
| 議案第72号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P. 30 |
| 議案第73号 | 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について | ・・・ P. 31 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|-----------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・ P. 33 |
|----------------|-----------|

議案第61号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 場所 福岡市早良区百道二丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年11月6日 午後6時から

(議案の根拠)

・公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

公職選挙法第175条第3項 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

(告示の根拠)

・市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）

第35条第3項

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第3項 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第175条第3項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

※ 本議案のくじにより、投票所内の氏名等掲示の掲載順序を定め、当該順序が公職選挙法第175条第6項の規定により期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の氏名等掲示の掲載順序となる。

議案第62号

福岡市長選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第175条第3項の規定による。

(注) 上記2のくじの順序が、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内の掲示の掲載順序となる。

議案第63号

福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(議案及び告示の根拠)

- ・公職選挙法第144条の2の規定による。

(ポスター掲示場)

公職選挙法第144条の2 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、そ

れぞれ、条例で定めるところにより、第四百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
1 西 新 第 一	1	福岡市早良区 西新六丁目 4 番 1 号 西新小学校東側塀
	2	福岡市早良区 西新六丁目 2 番92号 西南学院大学西側塀北端
	3	福岡市早良区 西新六丁目 1 番10号 修猷館高等学校南側塀西端
	4	福岡市早良区 西新六丁目 1 番10号 修猷館高等学校南側塀東端
	5	福岡市早良区 西新三丁目 1 番 西新駅北自転車駐車場フェンス
	6	福岡市早良区 西新二丁目 4 番43号 福岡銀行西新社宅B棟南東付近
	7	福岡市早良区 西新二丁目23番 西新北 1 号緑地北側柵
	8	福岡市早良区 西新六丁目 6 番 西新北緑地西側
2 西 新 第 二	1	福岡市早良区 西新四丁目 3 番 西新駅中央自転車駐車場南側フェンス
	2	福岡市早良区 城西三丁目21番 下田公園西側フェンス
	3	福岡市早良区 西新四丁目 5 番 西新駅南自転車駐車場南側フェンス
	4	福岡市早良区 西新一丁目 8 番 西新公園入口横フェンス
	5	福岡市早良区 城西二丁目 2 番 西新ゴルフセンター駐車場西側フェンス
	6	福岡市早良区 城西二丁目10番 城西公園西側フェンス
	7	福岡市早良区 曙一丁目 3 番15号 早良市民プール北側
	8	福岡市早良区 曙一丁目14番 アーベインルネス曙10号棟北側
3 高 取 第 一	1	福岡市早良区 昭代二丁目 8 番 高取小学校第 2 運動場北側ブロック塀
	2	福岡市早良区 昭代二丁目15番51号 高取小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 昭代一丁目 7 番 祖原公園西側入口横塀
	4	福岡市早良区 祖原22番21号 小嶋レジデンス北側フェンス
	5	福岡市早良区 昭代一丁目 7 番 祖原公園東側入口横塀
	6	福岡市早良区 昭代二丁目10番 5 号 昭代デイサービス南側ガードレール
	7	福岡市早良区 祖原15番 高取公園北側フェンス
	8	福岡市早良区 昭代三丁目 8 番 ニューロード原ガソリンスタンド向側フェンス
4 高 取 第 二	1	福岡市早良区 西新五丁目15番 西新駅西自転車駐車場フェンス
	2	福岡市早良区 高取一丁目12番 県警察西側塀
	3	福岡市早良区 高取一丁目12番 県警察東側塀
	4	福岡市早良区 高取一丁目12番 県警察北側塀
	5	福岡市早良区 高取二丁目 8 番 立体交差ガードレール西側
	6	福岡市早良区 高取二丁目18番 福岡市地下鉄藤崎駅4番出口南側植込
	7	福岡市早良区 高取一丁目22番 紅葉山公園北側フェンス
	8	福岡市早良区 高取一丁目 7 番 福岡財務支局高取宿舎北側フェンス

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所	
5 百 道 浜	1	福岡市早良区 百道浜四丁目2番 クリスタージュ北側入口植込
	2	福岡市早良区 百道浜四丁目24番 百道浜小学校南側校門入口植込
	3	福岡市早良区 百道浜三丁目2番 博物館南口バス停近く植込
	4	福岡市早良区 百道浜一丁目1番 西南学院大学百道浜グラウンド西側南端植込
	5	福岡市早良区 百道浜一丁目4番 百道浜東公園南側
	6	福岡市早良区 百道浜三丁目1番 福岡市博物館北側緑地歩道
	7	福岡市早良区 百道浜四丁目2番 クリスタージュ2番館南側植込
	8	福岡市早良区 百道浜三丁目2番 百道中央公園北通植込
6 百 道	1	福岡市早良区 百道三丁目1番1号 百道小学校正門横植込
	2	福岡市早良区 百道三丁目1番1号 百道小学校北側
	3	福岡市早良区 百道二丁目16番 百道西公園入口横
	4	福岡市早良区 百道一丁目5番 百道南公園入口横
	5	福岡市早良区 百道二丁目1番1号 早良区役所南西角
	6	福岡市早良区 室見一丁目17番 室見公園東端柵
	7	福岡市早良区 室見一丁目7番 室見公園西端柵
	8	福岡市早良区 百道一丁目22番 百道公園南側フェンス
7 室 見 第 一	1	福岡市早良区 弥生一丁目6番 弥生一丁目6番前金屑川フェンス
	2	福岡市早良区 室見三丁目2番 金門橋横ガードレール
	3	福岡市早良区 室見二丁目10番 金門公園東側フェンス
	4	福岡市早良区 藤崎二丁目7番 藤崎1号公園南側フェンス
	5	福岡市早良区 藤崎二丁目15番 藤崎ポンプ場北側フェンス
	6	福岡市早良区 弥生二丁目3番 弥生幼稚園南側川沿フェンス
	7	福岡市早良区 室見二丁目1番 飛石橋南側ガードレール
	8	福岡市早良区 室見三丁目3番 室見小学校南側フェンス
8 室 見 第 二	1	福岡市早良区 室見四丁目12番 室見庄浜公園北側フェンス
	2	福岡市早良区 室見三丁目2番 室見庄浜東公園南側
	3	福岡市早良区 室見五丁目11番 南庄六丁目交差点北西側ガード柵
	4	福岡市早良区 室見五丁目7番 室見中公園フェンス
	5	福岡市早良区 室見五丁目14番 室見川河畔公園北側生垣沿
	6	福岡市早良区 南庄二丁目14番 南庄二丁目西交差点北西側駐車場前植込

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所		
9 原 第 一	1	福岡市早良区 原二丁目10番	舟底公園北側横フェンス
	2	福岡市早良区 原二丁目5番1号	原小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 原二丁目5番1号	原小学校西側フェンス
	4	福岡市早良区 原一丁目36番	原中央中学校東側ガードレール
	5	福岡市早良区 原一丁目3番	ロイヤルアーク藤崎西向側フェンス
	6	福岡市早良区 原一丁目19番	原汐入公園西側フェンス
	7	福岡市早良区 原一丁目11番	ヒューマインドHaRa西側フェンス
10 原 第 二	1	福岡市早良区 荒江三丁目16番	荒江公園西側入口横
	2	福岡市早良区 荒江三丁目1番	サトー食鮮館西新・昭代店道路向いフェンス
	3	福岡市早良区 荒江三丁目18番	クラシオン荒江前植込
	4	福岡市早良区 荒江三丁目3番29号	福岡高等聴覚特別支援学校寄宿舎北側フェンス
	5	福岡市早良区 荒江二丁目19番1号	福岡工業高等学校南側フェンス
	6	福岡市早良区 荒江三丁目2番	福岡高等聴覚特別支援学校西門横塀
	7	福岡市早良区 荒江二丁目19番1号	福岡工業高等学校北側フェンス
	8	福岡市早良区 荒江二丁目18番31号	荒江中公園南側
11 大 原	1	福岡市早良区 原三丁目3番1号	高取中学校北門横フェンス
	2	福岡市早良区 原三丁目8番10号	大原小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 原三丁目3番1号	高取中学校東側フェンス
	4	福岡市早良区 原四丁目9番	原5号公園南側フェンス
	5	福岡市早良区 原四丁目11番	原9号公園西側
	6	福岡市早良区 原四丁目24番	原北あすなろ公園南側フェンス
	7	福岡市早良区 原四丁目1番	原四丁目1区自治会掲示板横ガードレール
12 原 団 地	1	福岡市早良区 原団地83番	原団地83棟南側フェンス
	2	福岡市早良区 原団地82番	原団地82棟東側フェンス
	3	福岡市早良区 原団地30番	原団地30棟南西角
	4	福岡市早良区 原団地26番	原団地26棟東側駐輪場前
	5	福岡市早良区 原団地12番	原団地12棟西側公園前
	6	福岡市早良区 原団地10番	原団地集会所横フェンス
	7	福岡市早良区 原団地72番	原団地72棟東側

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所		
13 原 北	1	福岡市早良区 南庄三丁目 7 番	南庄公園入口
	2	福岡市早良区 南庄三丁目 5 番	金屑川公園西側フェンス
	3	福岡市早良区 南庄一丁目19番	南庄東公園北西側
	4	福岡市早良区 南庄二丁目 7 番	南庄中公園西側フェンス
	5	福岡市早良区 南庄六丁目13番	原北公園入口
	6	福岡市早良区 南庄三丁目26番	大原公園フェンス
	7	福岡市早良区 南庄四丁目 5 番	原北小学校正門横
	8	福岡市早良区 南庄六丁目24番	サニー室見店東側向ガードレール
14 室 見 団 地	1	福岡市早良区 南庄四丁目13番	室見団地 2 棟前柵
	2	福岡市早良区 南庄五丁目 3 番	室見団地集会所正面入口向側
	3	福岡市早良区 南庄五丁目 4 番	室見西公園東側
	4	福岡市早良区 南庄五丁目 4 番	室見団地西口バス停前
	5	福岡市早良区 南庄四丁目13番	室見南公園入口
	6	福岡市早良区 南庄四丁目13番	室見団地11棟北西側
	7	福岡市早良区 南庄四丁目13番	室見団地 9 棟東側柵
15 小 田 部	1	福岡市早良区 小田部七丁目11番 1 号	原北中学校西側フェンス
	2	福岡市早良区 小田部六丁目 4 番 1 号	小田部小学校正門横塀
	3	福岡市早良区 小田部五丁目11番	小田部中央公園南東角
	4	福岡市早良区 小田部七丁目11番 1 号	原北中学校北側フェンス
	5	福岡市早良区 小田部一丁目24番	将軍神社南側
	6	福岡市早良区 小田部六丁目17番	室見河畔公園沿い
	7	福岡市早良区 小田部一丁目 7 番	小田部東公園西側フェンス
	8	福岡市早良区 小田部五丁目11番	小田部西公園南側
16 有 住	1	福岡市早良区 有田七丁目17番 1 号	有住小学校東門横フェンス
	2	福岡市早良区 室住団地 7 番	室住団地 7 棟南側
	3	福岡市早良区 室住団地28番	室住団地28棟東側
	4	福岡市早良区 室住団地32番	室住団地児童公園前
	5	福岡市早良区 室住団地 4 番 1 号	有住公民館西側
	6	福岡市早良区 室住団地64番	室住団地64棟南側入口
	7	福岡市早良区 有田七丁目17番 1 号	有住小学校裏門横

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所		
17 有 田 第 一	1	福岡市早良区 次郎丸一丁目21番	次郎丸公園入口横フェンス
	2	福岡市早良区 次郎丸一丁目 1 番	ビレッジ城南側水路ガード柵
	3	福岡市早良区 有田八丁目13番	橋本東公園東側
	4	福岡市早良区 次郎丸二丁目22番	冷尻公園北側入口横フェンス
	5	福岡市早良区 有田六丁目13番	有田小学校東側水路ガードレール
	6	福岡市早良区 有田団地10番	有田団地10棟横フェンス
	7	福岡市早良区 有田八丁目17番 1 号	有田小学校正門横フェンス
18 有 田 第 二	1	福岡市早良区 次郎丸六丁目 3 番	次郎丸中学校東側フェンス
	2	福岡市早良区 次郎丸三丁目22番	内野・次郎丸・弥生線道路転落防止柵
	3	福岡市早良区 次郎丸五丁目 8 番	次郎丸東の前公園入口横柵
	4	福岡市早良区 次郎丸六丁目 3 番	次郎丸中学校裏門フェンス
	5	福岡市早良区 次郎丸四丁目 4 番	田隈幼稚園北東水路フェンス
	6	福岡市早良区 次郎丸三丁目 4 番	外環室見橋東交差点南側水路ガードレール
	7	福岡市早良区 次郎丸四丁目 3 番	ピエトロ前フェンス
19 賀 茂	1	福岡市早良区 賀茂一丁目31番 1 号	賀茂小学校正門横フェンス
	2	福岡市早良区 賀茂一丁目34番	賀茂小北交差点西側歩道フェンス
	3	福岡市早良区 賀茂一丁目12番	賀茂交差点西側フェンス
	4	福岡市早良区 賀茂四丁目34番	賀茂四丁目34番水路ガードレール
	5	福岡市早良区 賀茂一丁目50番	川久保橋東側フェンス
	6	福岡市早良区 賀茂三丁目15番	金屑川沿いガードレール
	7	福岡市早良区 賀茂二丁目20番23号	市営賀茂南住宅入口横
	8	福岡市早良区 賀茂四丁目42番	水町公園東側フェンス
20 原 西 第 一	1	福岡市早良区 原五丁目19番	原 3 号公園入口
	2	福岡市早良区 原五丁目16番10号	原西小学校東側塀
	3	福岡市早良区 有田四丁目 2 番	有田旭町市営住宅西入口
	4	福岡市早良区 有田五丁目 5 番16号	樋口産業株式会社駐車場フェンス
	5	福岡市早良区 有田五丁目21番	有田平田公園東側フェンス
	6	福岡市早良区 有田五丁目14番	有田 1 号公園フェンス
	7	福岡市早良区 原八丁目17番	原南公園入口フェンス
	8	福岡市早良区 原八丁目13番25号	原西公園入口フェンス

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所		
21 原 西 第 二	1	福岡市早良区 小田部二丁目13番	小田部南公園北西角
	2	福岡市早良区 有田一丁目18番	市営新有田団地内公園フェンス
	3	福岡市早良区 有田一丁目13番	有田東公園北西角
	4	福岡市早良区 小田部四丁目14番	室見川緑地東側柵
	5	福岡市早良区 有田一丁目40番	有田西公園東側柵
	6	福岡市早良区 小田部三丁目32番	西福岡中学校正門横フェンス
	7	福岡市早良区 小田部三丁目11番6号	宝満宮東側フェンス
22 飯 原 第 一	1	福岡市早良区 原六丁目18番	原7号公園南側柵
	2	福岡市早良区 原六丁目17番21号	正間寺西側塀
	3	福岡市早良区 原六丁目20番	原本町児童広場西側フェンス
	4	福岡市早良区 原七丁目11番	飯原中央公園東側フェンス
	5	福岡市早良区 原七丁目3番	飯原公民館南側ブロック塀
	6	福岡市早良区 原七丁目14番	トニーコート武番館南側ガードレール
	7	福岡市早良区 原六丁目3番	原4号公園フェンス
23 飯 原 第 二	1	福岡市早良区 飯倉四丁目34番58号	原中学校西門西側フェンス
	2	福岡市早良区 飯倉四丁目11番	飯倉四丁目交差点南側水路ガードレール
	3	福岡市早良区 飯倉四丁目19番	飯倉幼稚園向側水路ガードレール
	4	福岡市早良区 飯倉四丁目34番58号	原中学校東側塀
	5	福岡市早良区 飯倉四丁目16番	飯倉西公園南側水路ガードレール
	6	福岡市早良区 飯倉八丁目15番	飯原公園東側フェンス
	7	福岡市早良区 飯倉八丁目3番	稲塚橋南方ガードレール
24 飯 倉 中 央	1	福岡市早良区 飯倉三丁目31番	石橋商会駐車場北側フェンス
	2	福岡市早良区 飯倉二丁目21番	飯倉中央公民館東側フェンス
	3	福岡市早良区 飯倉三丁目46番	深町橋横ガードレール
	4	福岡市早良区 飯倉三丁目6番35号	飯倉中央小学校正門北側水路ガードレール
	5	福岡市早良区 飯倉二丁目22番	飯倉公園入口横
	6	福岡市早良区 飯倉三丁目6番35号	飯倉中央小学校東門フェンス
	7	福岡市早良区 飯倉三丁目20番	原公民館前歩道橋南側付近水路ガードレール

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所		
25 飯 倉	1	福岡市早良区 飯倉七丁目11番	鎧田児童公園フェンス
	2	福岡市早良区 飯倉五丁目15番	飯倉中公園南側
	3	福岡市早良区 飯倉六丁目15番	丸尾池公園北側フェンス
	4	福岡市早良区 飯倉六丁目12番	唐木団地子供広場フェンス
	5	福岡市早良区 飯倉七丁目14番10号	個人宅東側側溝ガードレール
	6	福岡市早良区 飯倉七丁目30番9号	飯倉小学校正門横フェンス
	7	福岡市早良区 飯倉六丁目1番	N T T ドコモ飯倉基地局フェンス
26 干 隈	1	福岡市早良区 干隈三丁目3番	干隈1号緑地東側
	2	福岡市早良区 干隈三丁目15番	西干隈公園フェンス
	3	福岡市早良区 干隈五丁目27番	干隈2号公園入口横フェンス
	4	福岡市早良区 干隈五丁目21番	竹の花1区公園フェンス
	5	福岡市早良区 野芥二丁目1番	裕生堂薬局干隈店北側フェンス
	6	福岡市早良区 干隈四丁目8番	飯倉小学校西側川向こうガードレール
	7	福岡市早良区 干隈六丁目7番	宮井手公園フェンス
27 星 の 原	1	福岡市早良区 星の原団地8番	星の原団地8棟西側
	2	福岡市早良区 星の原団地10番	星の原団地10棟西側公園
	3	福岡市早良区 星の原団地35番	星の原団地35棟東側
	4	福岡市早良区 星の原団地24番	星の原団地24棟前
	5	福岡市早良区 星の原団地28番	星の原団地28棟東側
	6	福岡市早良区 星の原団地45番	星の原団地45棟西側
	7	福岡市早良区 星の原団地54番	星の原団地54棟前公園フェンス
28 田 隈	1	福岡市早良区 野芥一丁目7番	J A 福岡市田隈支店前
	2	福岡市早良区 野芥二丁目26番	田隈人権まちづくり館正面塀
	3	福岡市早良区 野芥三丁目11番	野芥4号公園西側入口横
	4	福岡市早良区 田隈一丁目37番	内林公園東側フェンス
	5	福岡市早良区 田隈二丁目7番1号	田隈小学校正門横フェンス
	6	福岡市早良区 田隈三丁目58番	田隈公園南側
	7	福岡市早良区 田隈一丁目34番	田隈北公園南側フェンス
	8	福岡市早良区 野芥二丁目36番	野芥5号公園入口横フェンス

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所		
29 田 村	1	福岡市早良区 田村一丁目5番	有料老人ホーム穂々笑 東側フェンス
	2	福岡市早良区 次郎丸三丁目30番	市営次郎丸団地東側入口横
	3	福岡市早良区 田村三丁目2番	田村三丁目バス停横ガードレール
	4	福岡市早良区 田村三丁目33番	田村小学校西側ガードレール
	5	福岡市早良区 田村三丁目32番1号	田村小学校正門横
	6	福岡市早良区 田村四丁目25番	田隈中学校西側
	7	福岡市早良区 田村七丁目15番	コスモ石油前フェンス
	8	福岡市早良区 田村二丁目9番	田村二丁目9番東側水路ガードレール
	9	福岡市早良区 田村三丁目13番	田村中公園北東側
30 野 芥 第 一	1	福岡市早良区 野芥三丁目25番28号	市営西脇団地南側フェンス
	2	福岡市早良区 野芥三丁目30番	さかえ屋野芥店南側水路ガードレール
	3	福岡市早良区 野芥八丁目42番	西の坪公園入口フェンス
	4	福岡市早良区 田隈三丁目22番3号	唐の沖公園入口フェンス
	5	福岡市早良区 野芥七丁目24番	ビレッジハウス野芥 入口横フェンス
	6	福岡市早良区 野芥八丁目14番	餅田3号公園西側
	7	福岡市早良区 田隈三丁目18番	西脇南公園北側フェンス
31 野 芥 第 二	1	福岡市早良区 梅林六丁目30番	油山川東側道路ガードレール
	2	福岡市早良区 野芥四丁目24番	櫛田神社入口横
	3	福岡市早良区 野芥四丁目45番	サイクルショップ友向側水路フェンス
	4	福岡市早良区 野芥四丁目19番	サワラスイミングスクール横ガードレール
	5	福岡市早良区 梅林六丁目18番	梅林七夕公園北側
	6	福岡市早良区 梅林七丁目3番	梅林七丁目3番南端ガードレール
	7	福岡市早良区 梅林七丁目20番	梅林1号公園入口横フェンス
32 野 芥 第 三	1	福岡市早良区 野芥六丁目4番	野芥3号公園西側フェンス
	2	福岡市早良区 野芥六丁目51番	野芥六丁目バス停横ガードレール
	3	福岡市早良区 野芥六丁目35番	前田池西側ガードレール
	4	福岡市早良区 野芥五丁目6番	油山病院前ガードレール
	5	福岡市早良区 野芥五丁目31番	西油山ハイツ西側沼地フェンス
	6	福岡市早良区 野芥六丁目55番	西油山南公園北端フェンス
	7	福岡市早良区 野芥六丁目34番	野芥岩隈台公園入口横

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所		
33 四 箇 田	1	福岡市早良区 四箇二丁目 7 番	金武中学校前バス停横
	2	福岡市早良区 四箇六丁目13番	四箇中央公園西側
	3	福岡市早良区 四箇二丁目18番	高橋橋西側付近ガード柵
	4	福岡市早良区 四箇六丁目17番6号	早良体育館北側駐車場横フェンス
	5	福岡市早良区 四箇田団地14番	四箇田団地集会所横公園
	6	福岡市早良区 四箇田団地40番	四箇田団地40棟西側
	7	福岡市早良区 四箇田団地55番	四箇田団地55棟西側
	8	福岡市早良区 四箇田団地	四箇田団地32棟西側公園
34 入 部	1	福岡市早良区 重留二丁目14番	重留新町交差点南東側ガードレール
	2	福岡市早良区 重留四丁目 5 番	宝満神社南側
	3	福岡市早良区 重留六丁目 4 番	キッズガレージ南側付近ガード柵
	4	福岡市早良区 東入部三丁目 7 番	三郎丸上りバス停南側ガードレール
	5	福岡市早良区 東入部二丁目21番15号	入部小学校正門横
	6	福岡市早良区 東入部二丁目14番 8 号	入部出張所入口
	7	福岡市早良区 重留三丁目18番	重留北公園東側
	8	福岡市早良区 東入部七丁目 1 番	早良消防署東入部出張所北側ガードレール
	9	福岡市早良区 東入部一丁目19番	古田池フェンス
	10	福岡市早良区 東入部八丁目32番	一ツ家バス停側ガードレール
35 早 良	1	福岡市早良区 早良一丁目16番	内野バス停付近ガードレール
	2	福岡市早良区 早良七丁目 1 番33号	日高歯科医院東側フェンス
	3	福岡市早良区 早良四丁目 6 番	長峰集会所東側川沿いガードレール
	4	福岡市早良区 早良五丁目 8 番	早良北公園入口植込
	5	福岡市早良区 早良六丁目14番	早良東公園南東側
	6	福岡市早良区 早良一丁目 5 番	早良公民館前バス停（下り）横ガードレール
	7	福岡市早良区 早良一丁目 8 番 1 号	早良小学校正門横フェンス

ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	設 置 場 所		
36 脇 山	1	福岡市早良区 脇山二丁目11番1号	谷人權のまちづくり館フェンス
	2	福岡市早良区 脇山二丁目1番	宮原公園入口
	3	福岡市早良区 脇山一丁目20番	城の原バス停西側ガードレール
	4	福岡市早良区 大字脇山2558番地	脇山小学校正門横植込
	5	福岡市早良区 大字脇山1742番地	脇山小前バス停南側付近ガード柵
	6	福岡市早良区 大字脇山2307番地	谷口公民館西側ガードレール
	7	福岡市早良区 大字椎原1184番地1	椎原公園入口
	8	福岡市早良区 大字脇山303番地5	野田公民館前
	9	福岡市早良区 大字板屋353番地	板屋活性化施設フェンス
	10	福岡市早良区 大字小笠木555番地	志水公民館西側塀
37 内 野	1	福岡市早良区 内野三丁目4番1号	市営内野第2旭ヶ丘住宅1棟北側フェンス
	2	福岡市早良区 内野二丁目1番	内野公園フェンス
	3	福岡市早良区 内野七丁目3番	馬立山公園南側
	4	福岡市早良区 内野二丁目18番	内野南公園東側歩道フェンス
	5	福岡市早良区 内野八丁目15番1号	内野小学校正門前
	6	福岡市早良区 大字西1251番地2	西中山公園入口
	7	福岡市早良区 大字西1980番地3	古賀バス停付近川沿い
	8	福岡市早良区 内野三丁目21番	内野中央公園入口
	9	福岡市早良区 大字西1796番地1	八丁川滝見橋東側付近ガードレール
38 石 釜	1	福岡市早良区 大字曲渕744番地	八丁橋前
	2	福岡市早良区 大字曲渕713番地1	曲渕小学校正門横フェンス
	3	福岡市早良区 大字曲渕861番地1	納骨堂入口右側
	4	福岡市早良区 大字石釜1214番地1	上石釜バス停横歩道フェンス
	5	福岡市早良区 大字石釜764番地	内野分団石釜格納庫付近ガードレール
	6	福岡市早良区 大字石釜2250番地	多々良瀬バス停向かいガードレール

合計 288箇所

議案第64号

福岡市長選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における早良区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所2階大会議室	令和4年11月7日から 令和4年11月19日まで
福岡市早良区東入部二丁目14番8号 福岡市早良区役所入部出張所2階保健相談室	令和4年11月7日から 令和4年11月19日まで
福岡市西区橋本二丁目27番2号 木の葉モール橋本1階会議室	令和4年11月12日から 令和4年11月19日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和4年11月12日から 令和4年11月19日まで
福岡市早良区大字板屋353番地1 板屋活性化施設	令和4年11月14日

ただし、板屋活性化施設については、選挙人名簿に記載されている住所が早良区大字板屋の選挙人に限る。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
------	-----	--

(投票所)

公職選挙法第39条

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条第1項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第41条第2項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

(投票所の告示)

公職選挙法第41条

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

議案第65号

福岡市長選挙における投票所の指定について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における早良区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第39条の規定による。

(投票所)

公職選挙法第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第41条第1項の規定による。

(投票所の告示)

公職選挙法第41条第1項 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

投票所一覧表

投 票 区	投 票 所
西新第一	福岡市 早良区西新六丁目 4 番 1 号 西新小学校 講堂
西新第二	福岡市 早良区西新二丁目10番10号 西新公民館
高取第一	福岡市 早良区昭代二丁目15番51号 高取小学校 講堂
高取第二	福岡市 早良区高取一丁目14番13号 高取公民館
百 道 浜	福岡市 早良区百道浜四丁目24番 1 号 百道浜小学校 講堂
百 道	福岡市 早良区百道三丁目 1 番 2 号 百道公民館
室見第一	福岡市 早良区室見三丁目 3 番 1 号 室見小学校 講堂
室見第二	福岡市 早良区室見三丁目 2 番18号 室見公民館
原 第 一	福岡市 早良区原二丁目 5 番 2 号 原公民館
原 第 二	福岡市 早良区荒江三丁目 2 番 1 号 福岡聴覚特別支援学校 体育館
大 原	福岡市 早良区原三丁目 8 番10号 大原小学校 講堂
原 団 地	福岡市 早良区原団地10番 1 号 原団地集会所
原 北	福岡市 早良区南庄四丁目 5 番40号 原北小学校 講堂
室見団地	福岡市 早良区南庄五丁目 3 番 2 号 室見団地第一集会所
小 田 部	福岡市 早良区小田部六丁目 4 番 1 号 小田部小学校 講堂
有 住	福岡市 早良区室住団地 4 番 1 号 有住公民館
有田第一	福岡市 早良区有田八丁目17番1号 有田小学校 講堂
有田第二	福岡市 早良区次郎丸六丁目 3 番 1 号 次郎丸中学校 ミーティング室
賀 茂	福岡市 早良区賀茂一丁目31番 1 号 賀茂小学校 講堂
原西第一	福岡市 早良区原五丁目12番16号 原西公民館
原西第二	福岡市 早良区小田部三丁目32番 1 号 西福岡中学校 体育館
飯原第一	福岡市 早良区原七丁目 3 番21号 飯原公民館
飯原第二	福岡市 早良区飯倉四丁目34番58号 原中学校 武道場
飯倉中央	福岡市 早良区飯倉三丁目 6 番35号 飯倉中央小学校 講堂
飯 倉	福岡市 早良区飯倉七丁目29番27号 飯倉公民館
千 隈	福岡市 早良区千隈三丁目15番15号 西千隈公民館
星 の 原	福岡市 早良区星の原団地34番 1 号 星の原団地集会所
田 隈	福岡市 早良区田隈二丁目 7 番 1 号 田隈小学校 講堂
田 村	福岡市 早良区田村三丁目32番 1 号 田村小学校 講堂
野芥第一	福岡市 早良区野芥七丁目23番20号 野芥公民館
野芥第二	福岡市 早良区野芥四丁目 3 番 6 号 野芥二区自治会集会所
野芥第三	福岡市 早良区野芥五丁目31番14号 西油山ハイツ町内会集会所
四 箇 田	福岡市 早良区四箇田団地56番 1 号 四箇田小学校 講堂
入 部	福岡市 早良区東入部二丁目14番14号 入部公民館
早 良	福岡市 早良区早良一丁目 8 番 1 号 早良小学校 講堂
脇 山	福岡市 早良区大字脇山2558番地 脇山小学校 講堂
内 野	福岡市 早良区内野八丁目15番 1 号 内野小学校 講堂
石 釜	福岡市 早良区大字石釜738番地 石釜公民館

計38投票所

議案第66号

福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
木の葉モール橋本1階会議室	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時
板屋活性化施設	午前11時	午後2時

2 変更理由

木の葉モール橋本1階会議室、福岡市役所1階市民ロビー及び板屋活性化施設については、増設設置するものであり、早良区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、1の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
第40条第1項	午前7時	午前8時30分
第40条第1項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 1 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が1である場合 期日前投票所を開く時刻を2時

	投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。 2 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合（午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。
第40条第2項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第41条第1項	から少くとも5日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）
第41条第2項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

（投票所の開閉時間）

公職選挙法第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

（告示の根拠）

・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

公職選挙法第40条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

（参考）期日前投票所概要

1 有権者数（令和4年9月1日現在） 179,864人

2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率

（令和4年7月10日 参議院議員通常選挙）

当日有権者数(人)			期日前投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
82,790	96,362	179,152	13,406	17,727	31,133	16.19	18.39	17.37

議案第67号

福岡市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における早良区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙1のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

(投票管理者)

公職選挙法第37条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

5～7 略

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第24条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の

選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

議案第68号

福岡市長選挙における開票の場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における早良区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 場所 福岡市早良区四箇六丁目17番6号
福岡市立早良体育館
- 2 日時 令和4年11月20日 午後9時15分から

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第63条の規定による。

(開票所の設置)

公職選挙法第63条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第64条の規定による。

(開票の場所及び日時の告示)

公職選挙法第64条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第69号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙につき、早良区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

- 1 場所 福岡市早良区百道二丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年11月17日 午後6時から

(議案及び告示の根拠)

- ・公職選挙法第62条第6項の規定による。

(開票立会人)

公職選挙法第62条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超える

ときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)

当該公職の候補者

- 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党

- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等

- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等

3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

7～11 略

議案第70号

福岡市長選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙につき、早良区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第71号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 631 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 262 人 |
| | 市外転出者 | 368 人 |
| | 在外移転者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年10月25日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和4年9月1日から令和4年9月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和4年5月1日から令和4年5月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	128	134	262
転出	193	175	368
在外移転	1	0	1
合計	322	309	631

議案第72号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 5人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 5人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙2のとおり
- 3 抹消年月日 令和4年10月25日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第73号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和4年10月25日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙3のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和4年10月25日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第30条の4第2項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R4. 9. 20現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R4. 10. 25)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	42	1	0	3	▲ 2	40
女	76	0	0	2	▲ 2	74
計	118	1	0	5	▲ 4	114

そ の 他

今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第17回	臨時	11月 5 日（土）	午前10時	早良区役所 応接室
第18回	臨時	11月 6 日（日）	<u>午後6時</u>	
第19回	臨時	11月17日（木）	<u>午後6時</u>	
第20回	臨時	11月20日（日）	午前10時	
第21回	定例	12月 1 日（木）	午前10時	早良区役所 中会議室